

新バリアフリー税制の概要

改正前

特別特定建築物のうち、劇場・音楽堂等について、建築物移動等円滑化誘導基準に適合させるバリアフリー改修を行った場合に、工事完了の翌年度から2年度分、当該建築物の固定資産税・都市計画税（それぞれ改修工事費用の5/100を上限）について、1/3の金額を減額する。

改正後

特別特定建築物について、既存建築物バリアフリー改修事業の補助を受けて、建築物移動等円滑化基準もしくは建築物移動等円滑化誘導基準に適合させるバリアフリー改修（※）を行った場合に、工事完了の翌年度から2年度分、当該建築物の固定資産税・都市計画税（それぞれ改修工事費用の5/100を上限）について、1/3を参酌して自治体が条例で定める割合分（1/6～1/2）の金額を減額する。

※改修部分が基準に適合していれば、部分的な改修でも対象

適用イメージ

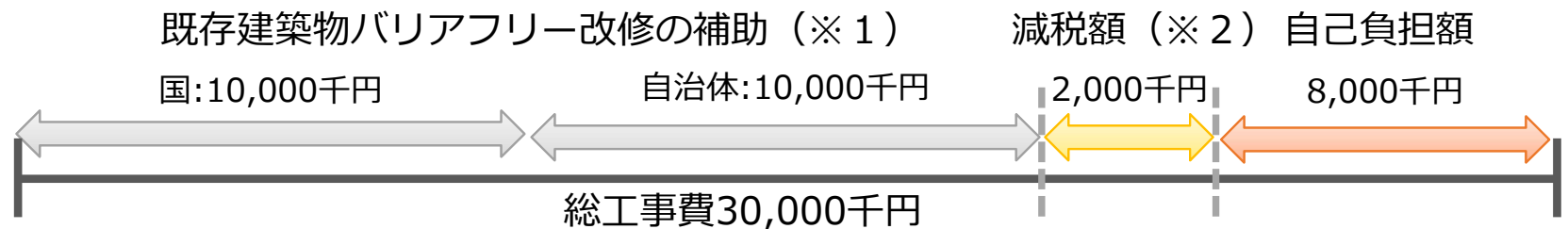
物品販売店舗（延べ床面積3,500㎡、課税標準額500,000千円）において、バリアフリースイール及びエレベーターの整備を行い、総工事費が30,000千円。



バリアフリースイールの整備



エレベーターの整備



※1：国・自治体の補助率がそれぞれ1/3の場合

※2：固定資産税・都市計画税について、それぞれ工事費用の5/100の1/3を2年間減額



補助 + 特例により自己負担率を約 **1/4** に軽減 (補助66.7% + 税特例6.7%)

バリアフリー法に基づく基本構想・条例等の策定、小規模店舗をはじめとした既存建築ストックのバリアフリー改修工事等を支援し、障害者等が安心して暮らせる環境の整備を図る。

■補助対象建築物

- バリアフリー法に規定する**特別特定建築物**※
(例:店舗、ホテル、劇場、映画館、高齢者・障害者福祉施設など) ※**建築規模による制限無**
- バリアフリー条例による規制対象の建築物

■交付率(民間建築物への補助の場合)

国:1/3、地方:1/3、民間事業者:1/3 ※
※**地方公共団体による補助制度の創設が必要**

■補助対象地域

- 三大都市圏(首都圏、近畿圏、中部圏)の既成市街地、人口5万人以上の市、都市機能誘導区域の駅周辺
 - バリアフリー基本構想※、移動等円滑化促進方針、バリアフリー法に基づく条例※を策定した区域 など
- ※バリアフリー環境整備促進事業では、地方公共団体のバリアフリー法に基づく条例・基本構想の策定に要する費用についても支援可能

■交付対象事業者 地方公共団体、民間事業者、協議会等

■補助対象となる費用

国土交通省が定める「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した**建築設計標準**」に適合させるために行う、バリアフリー改修※に要する費用
※**建築設計標準に適合させるために行うものであれば、部分的な改修についても補助対象**

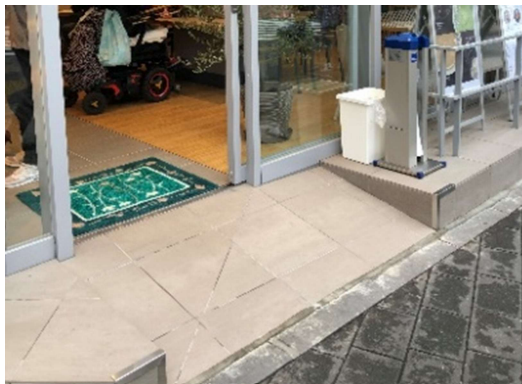
< **建築設計標準に適合させるために行うバリアフリー改修の内容について** >

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために必要な建築物移動等円滑化基準に適合する、出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレ等に関する整備内容(例:廊下幅の確保、車椅子利用者用のトイレの設置など)の他、より安全かつ円滑な移動等や利用者の利便性の向上、快適な利用が実現できるよう、備えることが望ましい内容等についても幅広く規定されている(例:ローカウンターの設置、乳幼児用設備の設置、客室へのフラッシュライトの設置、集団補聴設備の設置など)。

【支援対象となるバリアフリー改修工事の例】



トイレのバリアフリー化



スロープの設置



ローカウンターの設置



点字ブロック、点字案内板の設置

特別特定建築物

1. 小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校(前期課程に係るものに限る。)で公立のもの又は特別支援学校
2. 病院又は診療所
3. 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
4. 集会場又は公会堂
5. 展示場
6. 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
7. ホテル又は旅館
8. 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
9. 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)
10. 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
11. 体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。)若しくはボーリング場又は遊技場
12. 博物館、美術館又は図書館
13. 公衆浴場
14. 飲食店
15. 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
16. 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
17. 自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)
18. 公衆便所
19. 公共用歩廊

【参考】建築物移動等円滑化基準、建築物移動等円滑化誘導基準の概要

1 出入口

建物の出入口、居室の出入口などは車いすで円滑に利用できるようにすることが必要です。出入口の幅と前後のスペースを確保してください。

- 玄関出入口の幅 (1以上)
 - 80cm 以上 120cm 以上
- 居室などの出入口
 - 80cm 以上 90cm 以上



2 廊下等

車いすを使用する方の通行が容易なように十分な幅を確保することが必要です。

- 廊下幅
 - 120cm 以上 180cm 以上



3 傾斜路

スロープは緩やかなものとし、手すりを設け、上端には点状ブロック等を敷設してください。長いスロープには踊り場を設けることも必要です。

- 手すりの設置
 - 片側 両側
- スロープ幅
 - 120cm 以上 150cm 以上
- スロープ勾配
 - 1/12 以下 1/12 以下 (屋外は 1/15 以下)



7 アプローチ

建物の出入口に通じる通路を車いすで円滑に利用できるようにすることが必要です。広い幅ですべりにくい表面とし、高低差のある場合には緩やかなスロープ等を設けてください。

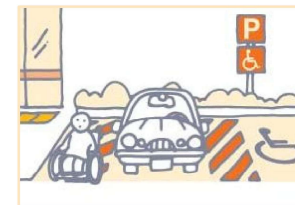
- 通路の幅
 - 120cm 以上 180cm 以上



8 駐車場

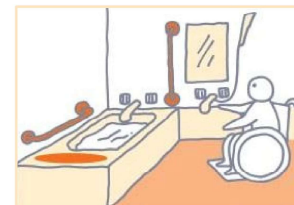
駐車場を設ける場合は、車いすを使用する方や体の不自由な方のために、建物の出入口の近くに車いすを使用する方が使える十分な幅の駐車スペースを確保してください。

- 車いす使用者用駐車施設の数
 - 200台以下の場合：2%以上
 - 201台以上の場合：1%+2台以上2%以上
- 車いす使用者用駐車施設の幅
 - 350cm以上 350cm以上



9 浴室等

共用の浴室やシャワー室を設ける場合には、1つ以上の浴室等を十分な広さとし、車いすを使用する方が使える仕様としてください。(建築物移動等円滑化誘導基準)



4 エレベーター

階と階の間の移動には、エレベーターで行けるようにすることが原則必要です。車いすを使用する方や目の不自由な方の利用に配慮した仕様としてください。

- 出入口の幅
 - 80cm 以上 90cm 以上
- かごの奥行
 - 135cm 以上 135cm 以上
- かごの幅 (一定の建物の場合)
 - 140cm 以上 160cm 以上
- 乗降ロビー
 - 150cm 角以上 180cm 角以上



5 トイレ

トイレを設ける場合には、車いすを使用する方や足の弱っている方も使えるようにすることが必要です。車いすを使用する方が使える十分な広さの便房を設けてください。

- 車いす使用者用便房の数
 - 原則各階に1つ以上 各便所に1つ以上 (建物1フロア以上 公共施設に270以上)
- オストメイト対応便房の数
 - 建物に1つ以上 各階ごとに1つ以上
- 低リップ小便器等の数
 - 建物に1つ以上 各階ごとに1つ以上



6 ホテルや旅館の客室

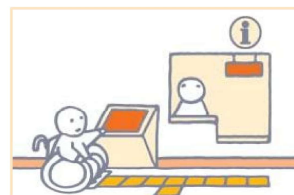
ホテルや旅館の客室内の便所や浴室等は車いすを使用する方も使えるようにすることが必要です。

- 車いす使用者用客室の数
 - 1%以上 原則 2% 以上



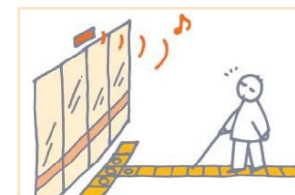
10 「案内表示」について

バリアフリー化されたエレベーターやトイレ、駐車場の付近には、見やすくわかりやすい表示が必要です。これらの施設の配置がわかる案内板や案内所を設けてください。



11 案内設備に至る経路

道等から案内板や案内所に至る経路には、目の不自由な方が安全に通れるように視覚障害者誘導用ブロックを設置するか、音声による誘導装置を設けてください。



12 劇場等の客席

劇場等の客席には、車椅子を使用する方が車いすに乗ったまま観覧できるスペースを設けてください。

- 車いす使用者用部分の数
 - 400席以下の場合：2席以上
 - 401席以上の場合：0.5%以上

- 100席以下の場合：2席以上
- 101～200席の場合：1%以上
- 201～2,000席の場合：1%+2席以上
- 2,001席以上の場合：0.75%+7席以上

- 車いす使用者用部分の寸法等
 - 幅：90cm以上
 - 奥行：135cm以上
 - 床が平坦
 - 幅：90cm以上
 - 奥行：135cm以上
 - 床が平坦
 - 舞台等を容易に視認できる構造
 - 同伴者用の客席(スペース)が隣接
 - 201席以上の場合、当該部分を2カ所以上に分散

それぞれの説明中、青の数値等は建築物移動等円滑化基準、オレンジの数値等は建築物移動等円滑化誘導基準